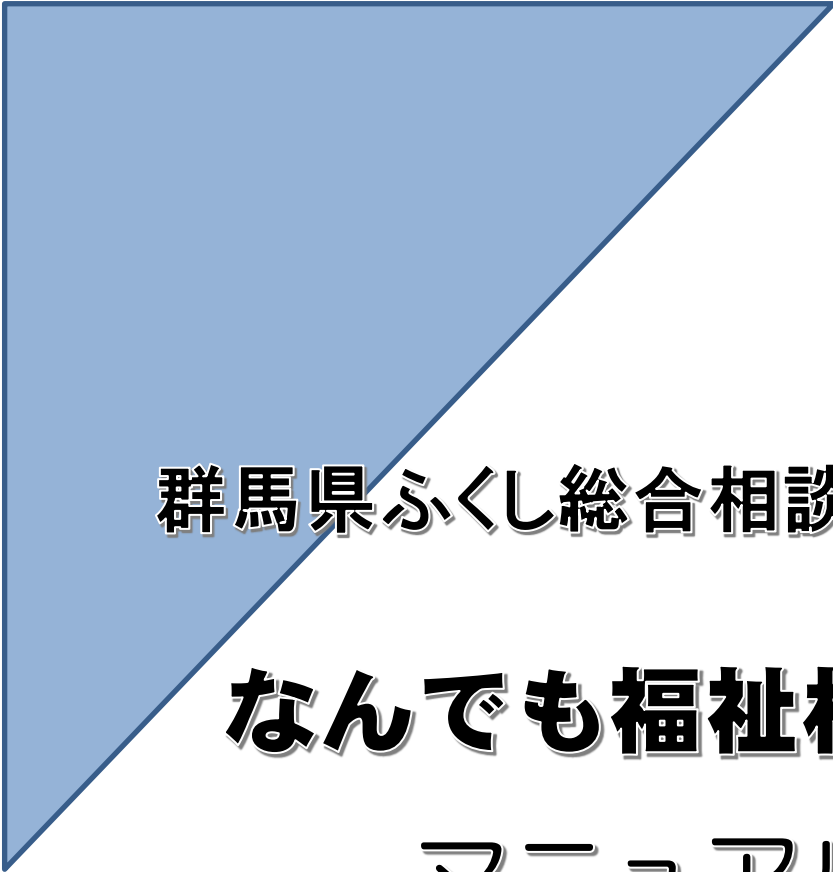




群馬県ふくし総合相談支援事業

なんでも福祉相談員
マニュアル

(2018 年 8 月・Ver. 1)

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会



目 次

I	群馬県ふくし総合相談支援事業 実施要綱	1
II	なんでも福祉相談員の役割・留意点	4
III	県社協の役割	7
IV	なんでも福祉相談における流れ	8
	なんでも福祉相談の流れ・イメージ図①	10
	なんでも福祉相談の流れ・イメージ図②	11
V	報告業務	12
	【参考】想定される対応ケース例	13
	（様式1）群馬県ふくし総合相談支援事業 相談受付票	14
	（様式2）群馬県ふくし総合相談支援事業 支援経過記録シート	16
	（様式3）群馬県ふくし総合相談支援事業 相談受付件数連絡票	17
	（様式4）群馬県ふくし総合相談支援事業 支援終結記録（報告）	18
VI	課題等に応じた問い合わせ先	19

I 群馬ふくし総合相談支援事業 実施要綱

今般の地域社会においては、少子高齢化や人口減少社会の進展、地域のつながりの希薄化等により地域の福祉力が低下してきている。このような中、さまざまな「生活のしづらさ」を抱えているにもかかわらず制度に結びついていない、あるいは制度の狭間にあって、必要な支援が受けられない方がいるなど、地域における福祉課題や生活課題が深刻化している。

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会は、群馬県社会福祉法人連絡会構成団体をはじめ、関係機関・団体等との協働による総合相談支援機能を基軸とした「群馬県ふくし総合相談支援事業」の実施を通じて、前述の課題に立ち向かっていくとともに、社会福祉法人の法律上の責務である「地域における公益的な取組」に位置付けた事業として実施する。

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と群馬県内の社会福祉法人及び関係機関・団体とが連携・協働して実施する地域貢献事業についての基本的事項を定め、生活のしづらさを抱えた地域住民を包括的に支援する仕組みをつくり、もって、地域におけるさまざまな福祉課題及び生活課題に対応することを目的とする。

（実施主体と事務局）

第2条 事業の実施主体及び事務局は県社協とし、事業の趣旨に賛同し参加する社会福祉法人及び群馬県社会福祉法人連絡会構成団体の会員（以下「参加社会福祉法人」という。）との協働事業として実施するものとする。

（参加社会福祉法人）

第3条 事業の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人及び群馬県社会福祉法人連絡会構成団体の会員は、県社協会長が別に定める参加申込書を提出するものとする。

2 参加社会福祉法人は、事業実施に当たり、参加法人間で相互に協働して事業に取り組むとともに、第10条に規定する関係機関等との連携に努めるものとする。

3 参加社会福祉法人の年会費については、別表のとおりとする。

4 参加社会福祉法人は、退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

（協力会員）

第4条 協力会員は、事業の目的及び事業内容に賛同・協力する法人、団体及び個人で、県社協会長の承認を得たものとする。

2 協力会員の年会費については、別表のとおりとする。

（活動の内容）

第5条 参加社会福祉法人は、次の事業を行うものとする。

- (1) 地域住民の生活や福祉に関する総合相談支援事業（なんでも福祉相談）
- (2) 事業関係者間の連携・協働及び情報共有を行うための連絡会議を通じた地域ネットワーク体制づくり
- (3) 会報・インターネット等による情報共有・啓発
- (4) その他必要な取り組み

（なんでも福祉相談員の配置及びその役割）

第6条 事業の実施にあたり、参加社会福祉法人はなんでも福祉相談員を配置する。

- 2 なんでも福祉相談員は、地域福祉の推進に熱意がある社会福祉施設等の職員のうち、相談業務の知識・経験を有する者とする。
- 3 なんでも福祉相談員は、第10条に規定する関係機関等の専門的知識を有する人材や機能と連携し、福祉課題や生活課題を抱える地域住民に対して必要な相談支援活動を行うものとする。
- 4 なんでも福祉相談員は、種別や制度の垣根にとらわれることなく、必要なサービスの斡旋や支援を行うため、相談者の生活状況や課題等を把握する。また必要に応じて、相談者を訪問する等により、きめ細かな現状把握に努める。

（事業支援担当の配置及び役割）

第7条 事業の実施にあたり、事業支援担当を配置することができる。

- 2 事業支援担当は、福祉施策の現場経験を有する者や、その他知識・経験を有する者を充てるものとする。
- 3 事業支援担当は、地域の社会福祉施設や保健・医療・福祉の各サービス提供機関等の人材や機能と連携し、なんでも福祉相談員への支援、調整を行う。
- 4 事業支援担当は運営委員会と連携して、事業の充実や円滑な運営にあたるものとする。

（守秘義務）

第8条 なんでも福祉相談員、事業支援担当及び事業関係者は、個人情報の保護に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（会議及び研修等）

第9条 事業を円滑に実施するため、次の会議や研修を開催する。

(1) 連絡会議

主になんでも福祉相談員を対象に、事業推進に関する情報交換や連絡調整を行うための連絡会議を開催する。なお、地域内のネットワーク体制づくりのため、必要に応じてエリアや種別等を調整しながら取り組むことができるものとする。

(2) 全体会議

参加社会福祉法人と事業の進め方等について協議をするとともに、第1条に規定する目的を達成するため、年1回以上行う。

(3) 相談員研修会

相談員の資質向上や対応力向上を目的として研修会を実施し、必要な知識・援助

技術の習得を図る。

(4) その他事業推進につながる取り組み

(関係機関との連携)

第10条 事業の実施にあたっては、県市町村行政や福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、社会福祉施設、社会福祉協議会、その他の関係機関等と連携して進めるものとする。

(事業経費及び会計)

第11条 事業実施にかかる経費は、参加社会福祉法人からの年会費、協力会費及び寄附金等をもって充てる。

2 会計は県社協の一般会計において、サービス区分を明確に分けて管理するものとする。

(運営委員会)

第12条 県社協は、第1条に規定する目的の達成及び適切な事業の運営管理を行うために運営委員会を設置するものとする。

2 運営委員は、群馬県社会福祉法人連絡会構成団体の代表者等とし、必要に応じて行政機関や学識経験者等を参加させることができるものとする。

3 運営委員会は、県社協会長が招集するものとする。

4 運営委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

5 運営委員会の委員長は会議の議長となり、副委員長は委員長に事故あるとき、その職務を代理するものとする。

(その他)

第13条 推進事業の実施にあたり、この要綱に定めるものの他は県社協会長が別途定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成30年3月22日付で制定し、平成30年4月1日から施行する。

Ⅱ なんでも福祉相談員の役割・留意点

1. 事業のポイント

なんでも福祉相談は、支援を必要としているのに、どこに相談してよいかわからなかったり、相談することをためらっている人たちを早期に把握し、解決に結びつけるための活動です。

2. なんでも福祉相談員の役割とは

- (1) 事業の実施にあたり、参加社会福祉法人はなんでも福祉相談員（以下、「相談員」という。）を配置します。
- (2) 相談員は、地域福祉の推進に熱意がある社会福祉施設等の職員のうち、相談業務の知識・経験を有する者とします。
- (3) 相談員は、関係機関等の専門的知識を有する人材や機能と連携し、福祉課題や生活課題を抱える地域住民に対して必要な相談支援活動を行います。
- (4) 相談員は、種別や制度の垣根にとらわれることなく、必要なサービスの斡旋や支援を行うため、相談者の生活状況や課題等を把握します。
- (5) 必要に応じて、相談者を訪問する等により、きめ細かな現状把握にも努めます。

3. なんでも福祉相談員が面談等を行う場合の留意点について

- (1) 相談場所については、相談者のプライバシーを配慮して各法人内で専用の相談室等を用意して面談を実施します。
- (2) 相談内容を正確に把握し、適切な情報提供やつなぎ先を考えて相談機関等のたらい回しをしないよう配慮します。
- (3) 対象は限定しません。
- (4) 電話での相談については
 - ①法人設置同一市町村の場合：継続して相談に応じます。
 - ②法人設置の市町村外の場合：原則として相談に応じることとしますが、必要に応じて情報提供、あるいは他機関につなぎます。
- (5) 面談時に用意するもの
 - ①群馬県ふくし総合相談支援事業 相談受付票（様式1）
 - ②リーフレット
 - ③相談員証（身分証）

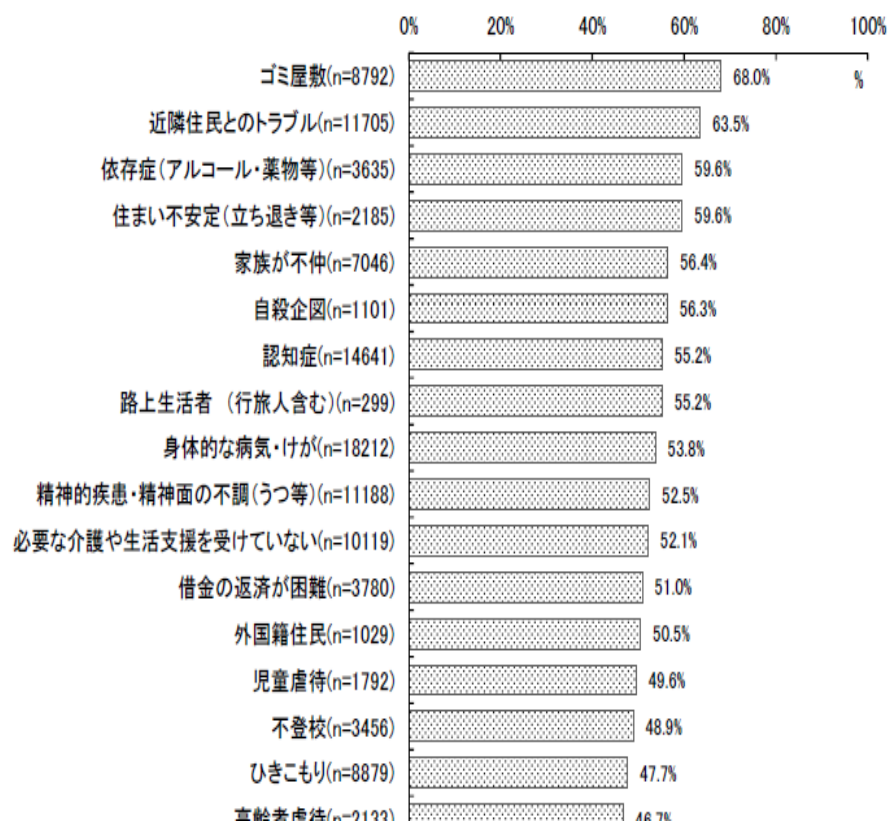
4. 課題等の把握・発見について

本人や家族、関係機関等からの相談については、どんな内容であっても受け止めます。

関係機関等とのネットワーク強化を図り、必要に応じて相談者宅等を訪問するなどのアウトリーチを含めた対応で課題等の早期発見に努めてください。

地域の生活のしづらさを抱える方々をなるべく早く発見し、場合によっては、掘り起こしも必要となります。

【参考】世帯の主要な課題となっていること



※民生委員制度創設 100 周年記念 全国モニター調査より

5. 具体的な支援

- (1) 基本姿勢：○受容、共感、傾聴（生きる力を引き出す、エンパワメント、心に寄り添う相談援助、目標設定、夢の実現、等々） → 信頼関係を作る
○自主性を大事にする、提案をしていく

(2) 3 本柱

①【つなぎ】

※様々な制度につなぐことによって解決が可能な方

- ・本人に了解をとって、専門機関、相談機関等へつなぐ。
- ・場合によっては同行する。

②【情報提供等】

※関係窓口や制度の案内で困りごとの解決が可能な方

- 課題内容に対する適切な情報提供等を行う。
- 場合によっては同行する。

③【見守り】

※現状では特に課題がある訳ではないが、見守りが必要な方

- 時折の声かけや電話連絡、訪問の実施。

(3) 必要に応じて法人としての支援の実施

○具体的な取り組み例

- 住居確保支援（一時的な住まいの提供）
- 現物支給（食料、家電等）
- 物品の貸与（自転車等）
- ハローワーク同行
- 家計支援
- 移動支援（通院、買い物等）
- 各種制度等の情報提供
- 税金等の減免、障害手帳等の手続き申請の支援 等々

※法人内の施設や機関等において専門的な支援が行える場合には、該当部署につないでいく。

6. 支援方針の決定、法人内での情報の共有・共通認識、指示系統等について

(1) 具体的な支援方針の決定は原則として各法人内で検討して判断します。

相談員が判断に迷うようなケースについては、法人内で検討して判断してください。本事業を遂行する上での責任の所在は各法人にあります。

(2) 法人内での指示系統の体制整備やケース等の情報共有を必ず行ってください。

7. 地域の関係機関との連絡調整等

相談者の相談内容によっては、各機関（福祉事務所、ハローワーク、役場や地域包括支援センター、市町村社協、その他の機関）との臨機応変かつ早急な連絡調整が必要な場合があります。円滑に支援実施ができるように事業の周知や関係構築に努めておくことも必要です。

日頃より管内の関係機関との連携を図り、連絡調整、情報共有、周知をします。

8. 個人情報に関する各種書類の管理（事務的なルールを定めておく）

(1) 法人内の他の部署の個人情報等と分けて管理します。

(2) 鍵の保管体制も決めておきます。

(3) 閲覧者の範囲も決めておきます。

9. 戸別訪問をする場合について

相談者宅を訪問する際には、なるべく2名以上での訪問とします。

10. 同行支援における公用車の同乗について

同行支援における、公用車への同乗支援については2名以上での対応とし、法人として同乗についてのルールを決めておきます。

11. 代理・代行について

相談者の各種手続きや申請、金銭の支払い等の代理や代行は原則、禁止とします。

12. 記録について

(1) (様式1) 相談受付票

初回の相談時に聞き取りしたことを記録します。アセスメントシートも兼ねます。

(2) (様式2) 支援経過記録シート

継続的に支援が実施された場合や見守り活動についての内容を記録します。

Ⅲ 県社協の役割

群馬県ふくし総合相談支援事業の事務局は、群馬県社会福祉協議会（以下、県社協）内に置きます。事務局には事業担当職員を配置します。

○県社協事業担当職員の役割

(1) 県社協事業担当職員は、各法人における相談員の支援を行います。

①対応困難事例等について、課題等を共有します。

②つなぎ先や情報提供先等についての情報提供を行います。

③その他、事業が円滑に実施できるような支援や調整を行います。

(2) 地域の社会福祉施設や保健・医療・福祉の各サービス提供機関等の人材や機能と連携し調整を行います。

・事業を実施していく上での悩みやお困りの事等がありましたら、県社協事業担当までご連絡ください。

Ⅳ なんでも福祉相談における流れ

- ・ 様々な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所等による相談を受け付けます。

1．発見・連絡

- ・ 自ら相談に訪れることが困難な方もいるので、待ちの姿勢ではなく、必要に応じてアウトリーチを含めた対応に努めます。
- ・ 地域内の様々な関係機関からの紹介や連絡がある場合も想定します。
- ・ 施設の利用者等の家族からの相談等もなんでも福祉相談に含まれます。

2．相談受付

- ・ （様式1）により、相談を受け付けます。
- ・ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、問題の把握をします。
- ・ なんでも福祉相談の説明や紹介を行います。

3．面談等

- ・ この事業における直接面談（場合によっては訪問、家族等からの相談含む）を行い、直接情報を把握することが重要です。

4．相談者の状況把握・支援方法の検討

- ・ 相談内容から、相談者の状況把握及び支援方法の検討（アセスメント）を行います。
- ・ 相談者に関する様々な情報を把握・分析した後、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（スクリーニング）します。
- ・ 相談内容により他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）します。
- ・ 他機関等の相談窓口等へとつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップにも努めます。

5-1．つなぎ

- ・ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応します。
- ・ 利用できる社会資源を相談者に説明します。
- ・ 他機関へつなぐ場合には、相談者の情報提供についての同意を得ます。
- ・ 場合によっては、つなぎ先等への同行も必要となります。

5 - 2 . 情報提供等

- ・ 課題や悩み等の内容に応じた関係機関や制度等の情報提供等をします。

5 - 3 . 継続的な見守り

- ・ 現状では特に課題がある訳ではないが見守りが必要な方については、必要に応じた声かけや電話連絡、戸別訪問を行います。

6 . 法人における支援

- ・ 同一の社会福祉法人内の施設、機関等につなぐ場合や制度外の支援が必要と判断された相談者については、法人内で支援方法を検討し、必要に応じて支援方針、支援内容、達成目標等を盛り込んだ計画等を策定します。

なお、計画等の策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとします。

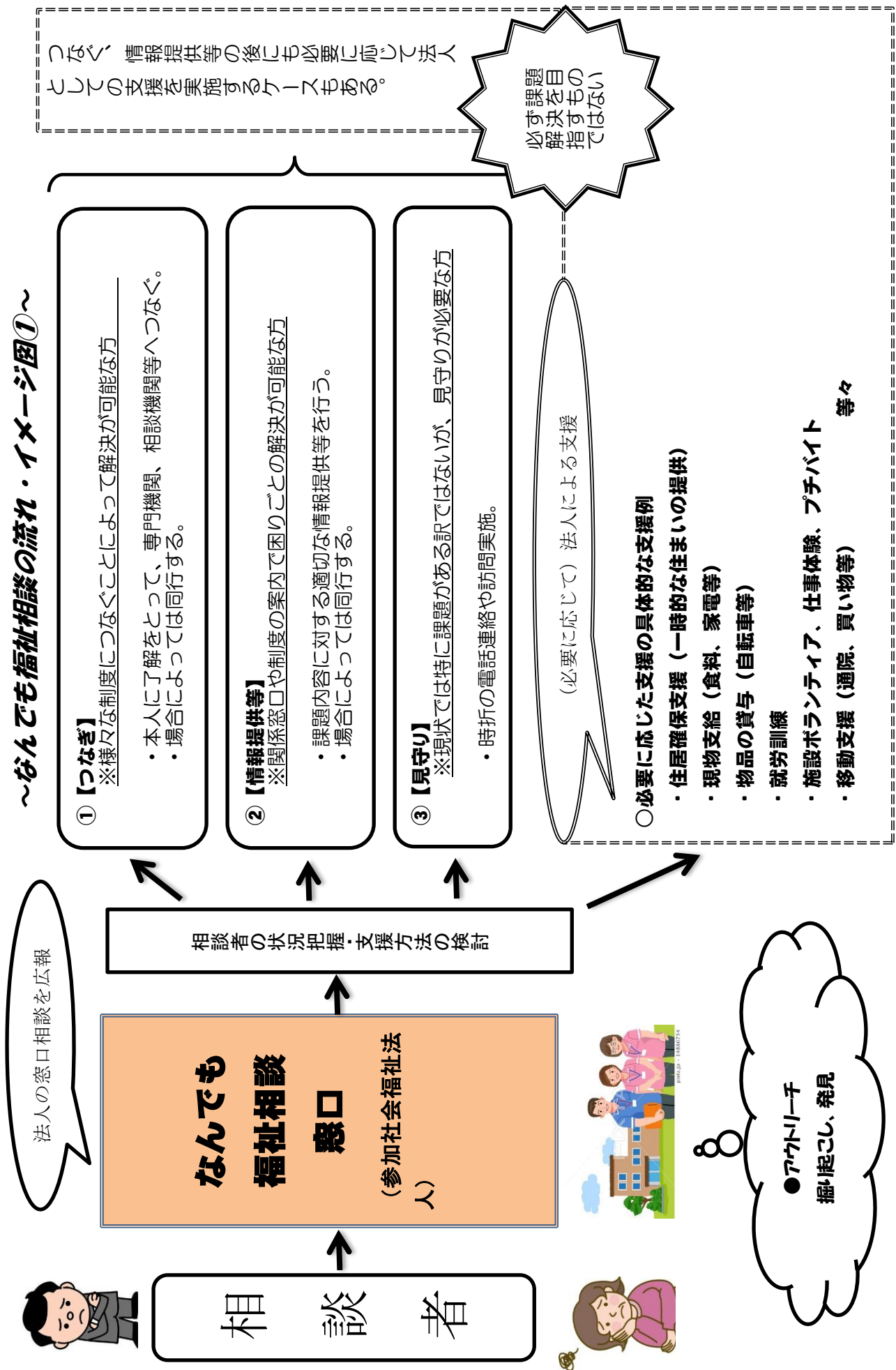
7 . 県社協への定期報告

- ・ （様式3）により、FAXにて定期報告を行います。

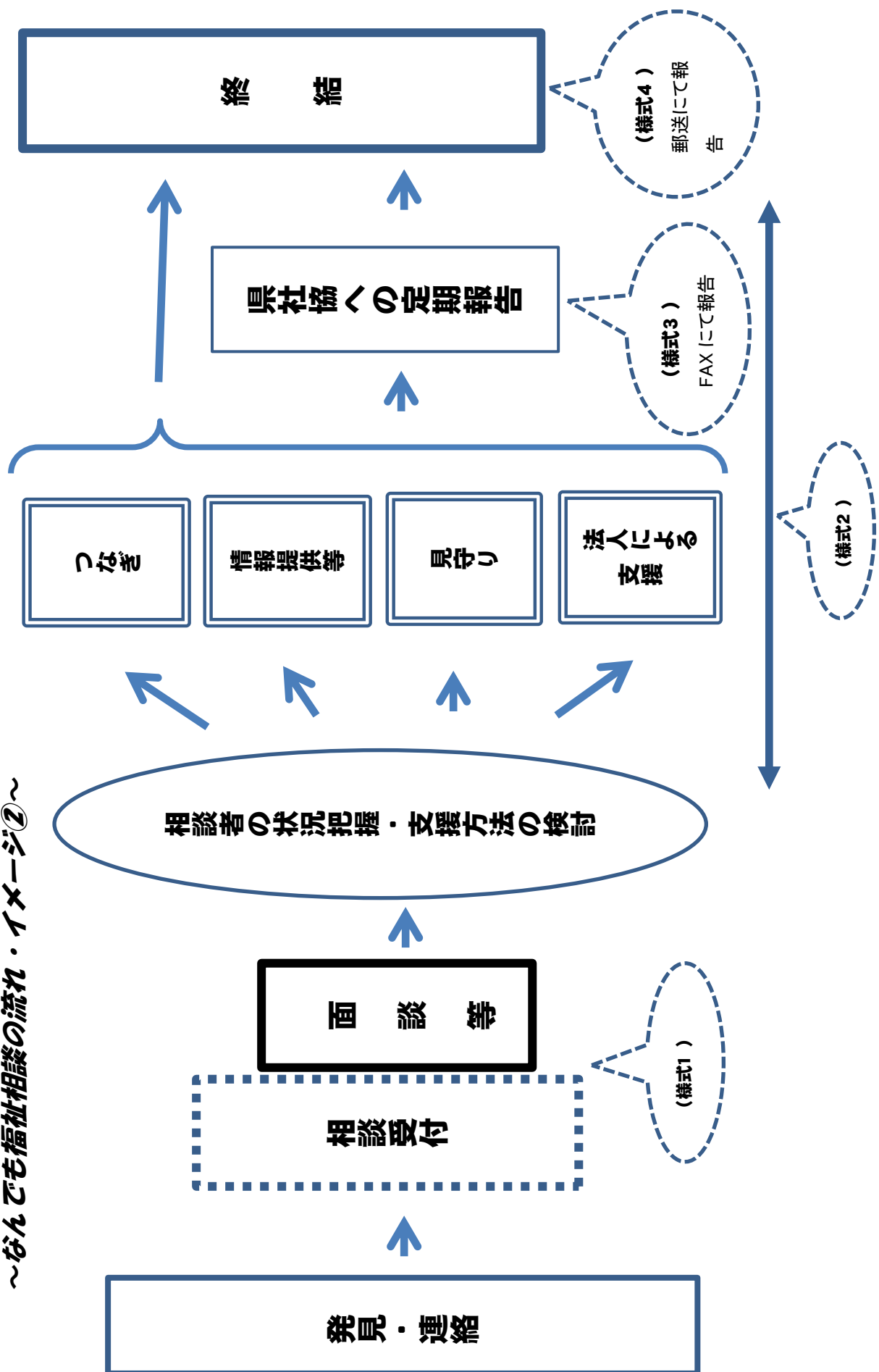
8 . 終結

- ・ 本事業における終結の判断については・・・
 - ①関係機関等につなぎ、課題等の解決が図られたと判断した場合。
 - ②情報提供等のみで課題解決が図られると判断した場合。
 - ③継続的な見守りをしている中で、本人の課題解決が図られたと判断した場合。
 - ③本人からの申し出。等々
- ・ （様式4）により、郵送にて報告を行います。

～なんでも福祉相談の流れ・イメージ図①～



～なんでも福祉相談の流れ・イメージ②～



V 報告業務

事業を実施していく上での情報共有、事業の周知広報、相談員研修の充実のため、相談活動の状況について、下記事務局宛に報告してください。

1. 相談受付件数の報告

四半期ごとに1回（報告月：6月、9月、12月、3月）、相談受付件数を（様式3）により報告します。

FAXにてご報告ください。

2. 終結した支援の報告

関係機関等につなぎ、課題等の解決が図られた、情報提供等のみで課題解決が図られた等、支援が終結した際には、（様式4）により記録し、報告してください。

郵送にてご報告ください。

群馬県ふくし総合相談支援事業 事務局

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 施設福祉課

住 所 前橋市新前橋町13-12

TEL 027-212-8287

FAX 027-255-6173

メール koueki@g-shakyo.or.jp

【参考】想定される対応ケース例

●ケース1

立ち話をしていると突然泣き出してしまった若い母親。話を聴くと、2歳の娘が他の人に懐き、近くの公園に行きづらいというものでした。励ましながら、地域の子育てサロン、子育て支援センターを紹介しました。

●ケース2

近隣の大家さんより6ヶ月も家賃を滞納しているひとり暮らしの男性のことで相談が入りました。訪問したところ、体調を崩してから仕事ができず、外出もあまりしていないことが分かりました。本人の同意を得て市の生活困窮者自立支援センターにつなぎました。

●ケース3

引っ越ししてきた小3の兄、小2の妹と母親の母子世帯。母親はきちんと就労し親子関係も良好であるのにも係わらず、衛生面が配慮できず、子どもたちは風呂にも入っていない様子で不登校になっていました。母親に同意を得て市役所につなぎました。

●ケース4

80代後半の姉と弟の2人暮らし。姉は腰が曲がり長く立っていることができず、弟は補聴器を使う生活でした。10年前に引っ越ししてきたこともあり、近隣に知人はおらず、「自分たちでできる限りやります。」と頑張る2人の意思を尊重しながら、話を重ね、同意を得た上で地域包括支援センターにつなぎました。

●ケース5

Sさん（女性44歳）は金融機関に勤務していましたが、病気により両足が不自由となり身体障害2級で車いす生活となっています。今は職を失いました。バリアフリーの賃貸住宅に住んでいますが、もう少し家賃の安いところに転居したいと考えています。本人の同意を得て障害者就業・生活支援センターにつなげ、生活福祉資金の情報として、地元の社会福祉協議会を紹介しました。

●ケース6

A子さん（14歳中学2年）は父子世帯です。施設にボランティアで来ていますが、父親の仕事の関係で、多くの時間は1人です。民生委員・児童委員、主任児童委員につなげ、継続的な見守りをしていくこととなりました。

●ケース7

施設にボランティアで来ているAさん（50歳代女性）より相談を受けました。20代の息子さんが、約1年前に人間関係がもとで仕事を辞めて以来、自室から出てこないようになってしまったということです。状態が悪くなっているようで心配でたまらないといいます。

若者サポートステーション、ひきこもり支援センター、生活困窮者自立支援センターを紹介しました。

(様式1)

群馬県ふくし総合相談支援事業 相談受付票

受付日	年 月 日 () 時	担当相談員氏名	
-----	-------------	---------	--

●報告内容

相談者氏名	☐男 ☐女	生年月日	☐大正 ☐昭和 ☐平成 年 月 日 (歳)
住所	〒	電話	
世帯の状況	同居者 ☐ 有(自分を含め_____人) ☐ 無	健康状態	☐ 良好 ☐ 良くない
相談経路	☐ 本人来所 ☐ 本人連絡(電話等) ☐ 関係機関()より ☐ 家族・知人来所 ☐ 家族・知人連絡(電話等) ☐ その他()		
相談者種別 ※複数回答可	☐ 高齢 ☐ 児童 ☐ 母子・寡婦 ☐ 身体障害 ☐ 知的障害 ☐ 精神障害 ☐ DV ☐ 虐待 ☐ 生活困窮(失業・住居喪失) ☐ 生活保護 ☐ 体重債務 ☐ 傷病 ☐ その他()		
本人の主訴			
相談内容	☐病気や健康、障がいのこと ☐住まいについて ☐収入・生活費のこと ☐家賃やローンの支払いのこと ☐税金や公共料金の支払いについて ☐仕事探し、就職について ☐仕事上の不安やトラブル ☐家族関係・人間関係 ☐地域との関係について ☐子育て・介護のこと ☐ひきこもり ☐不登校 ☐DV ☐虐待 ☐生活困窮 ☐食べ物が無い ☐その他() ■特記事項		

課題の整理	
課題のまとめと支援方針	
経過記録記入欄	

スクリーニング

スクリーニング実施日	年 月 日
対応結果・方針	☐ 情報提供や相談対応のみで終了。 ☐ 他の制度や専門機関で対応可能であり、つなぐ。 ☐ 法人として見守りをしていく。 ☐ 法人における継続支援が可能であり、支援を実施していく。 ☐ スクリーニング判断前に終了。
特記事項	

(様式2)

群馬県ふくし総合相談支援事業 支援経過記録シート

相談者氏名	
-------	--

実施日	担当者	支援方法	支援経過内容	所属長等
年 月 日		☐ 面談 ☐ 同行 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
年 月 日		☐ 面談 ☐ 同行 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
年 月 日		☐ 面談 ☐ 同行 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
年 月 日		☐ 面談 ☐ 同行 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
年 月 日		☐ 面談 ☐ 同行 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
年 月 日		☐ 面談 ☐ 同行 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
年 月 日		☐ 面談 ☐ 同行 ☐ 電話 ☐ その他 ()		
年 月 日		☐ 面談 ☐ 同行 ☐ 電話 ☐ その他 ()		

(様式3)

群馬県ふくし総合相談支援事業 事務局 行
(群馬県社会福祉協議会 施設福祉課)
FAX027-255-6173

群馬県ふくし総合相談支援事業 相談受付件数連絡票

法人名			
記入者氏名		TEL	()

下記により報告します。

報告月	新規受付件数	相談のべ件数	支援終結件数
6月			
9月			
12月			
3月			

※各報告月の末日までに、FAXにてご報告ください。

(様式4)

群馬県ふくし総合相談支援事業 支援終結記録（報告）

法人・ 施設名		作成日	年 月 日（ ）
------------	--	-----	----------

●報告内容

対象者名	☐ 男 ☐ 女	担当相談 員氏名	
支援期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
支援内容			
終結の状 況・理由 ※関係機関 等へつな いだ際の つなぎ先 もご記入 ください。			
支援に関 する自己 評価			
その他特 筆すべき こと			

※個人情報の保護の観点から、必ず郵送にてご送付ください。

VI 課題等に応じた問い合わせ先

1. 心配ごとや悩み、精神的につらい……………	20
2. 生活が苦しい……………	21
3. 障害がある、疑われる場合は……………	24
4. 子育てに悩んでいる、不安がある……………	28
5. ひとり親世帯への支援は……………	31
6. 配偶者等から暴力を受けている……………	33
7. 仕事を見つけない、離職した（高齢者含）……………	36
8. 判断能力が低下した・・・お金の管理が出来ない……………	40
9. 債務整理等、法的なアドバイスが欲しい……………	41
10. 介護保険制度を利用したい……………	43
11. 高齢者等が消費者トラブルに巻き込まれたら……………	44
12. 群馬県内社会福祉協議会一覧……………	45

※出典：1～11→「民生委員・児童委員ハンドブック」

（群馬県民生委員児童委員協議会／群馬県社会福祉協議会編：H29.10.13）

1. 心配ごとや悩み、精神的につらい・・・

(1) こころの健康センター

【組織の紹介】

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るために都道府県が設置する機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

【支援概要】

心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談を始め、アルコール、薬物、思春期、若年認知症等に関する相談等、精神保健福祉全般の相談を幅広く受け付けています。

●TEL：027-263-1166

(2) いのちの電話（群馬いのちの電話）

【組織の紹介】

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

【支援概要】

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、一定の研修を受けた相談員が、毎日相談に応じています。

●TEL：027-221-0783

(3) 高齢者総合相談センター

【支援概要】

高齢者総合相談センターでは、お年寄りとその家族などが日常生活の中で抱えている、さまざまな心配ごとや悩みごとの相談におこたえします。

お年寄りの方やその家族の方で、お年寄りについての心配ごとや悩みごとを抱える方であれば、どなたでも相談できます。

職員による一般的な相談（なんでも相談）のほか、弁護士による法律相談を行っています。

●TEL：027-255-6100

2. 生活が苦しい・・・

(1) 相談先は・・・

① 生活保護制度

【支援概要】

生活に困窮している方で、利用できる資産・稼働能力等の全てを活用しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護（支給）を行います。

以下のように、生活を営む上で必要な各種費用に対応して扶助が支給されます。

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1)食費等の個人的費用 (2)光熱水費等の世帯共通費用を合算して算出 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払(本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払(本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

●相談窓口：県保健福祉事務所、各市町村

② 生活困窮者自立支援制度

(生活困窮者自立支援機関)

【支援概要】

仕事や生活に困っている方の総合的な相談を受け付けています。

相談者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

●相談窓口：

① 12市にお住まいの方は、以下の連絡先にお問い合わせください。

事務所名	電話	住所
前橋市(社協委託)	027-898-6891	前橋市大手町 2-12-1
高崎市	027-321-1302	高崎市高松町 35-1
桐生市	0277-46-1111	桐生市織姫町 1-1

伊勢崎市	0270-27-2749	伊勢崎市今泉町 2-410
太田市(社協委託)	0276-48-8177	太田市浜町 2-35
沼田市	0278-23-2111	沼田市東原新町 1801-40
館林市	0276-72-4111	館林市城町 1-1
渋川市	0279-22-2250	渋川市石原 80
藤岡市(社協委託)	0274-25-8456	藤岡市中栗須 87-3(藤岡市福社会館)
富岡市(社協委託)	0274-62-1511	富岡市富岡 1460-1
安中市	027-382-1111	安中市安中 1-23-13
みどり市(社協委託)	0277-76-4111	みどり市笠懸町鹿 2952

②町村にお住まいの方は、お住まいの町村社会福祉協議会又は群馬県社会福祉協議会生活支援課までお問い合わせください。

- ・町村社会福祉協議会の連絡先は、45 ページ以降参照
- ・群馬県社会福祉協議会 生活支援課（生活困窮者自立相談支援事業担当）

●TEL：027-212-0011

(2) 経済的な支援は・・・

① 児童扶養手当

離婚等により父又は母が実質的に不在の家庭等で、18 歳になった日以降の最初の3月31 日までの児童を監護する父母又は養育する者（児童や母又は養育者が公的年金を受給している場合等を除く。）に対して支給します。

（連絡先）市町村

② 遺族基礎年金

国民年金加入中の方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が死亡したとき、死亡した方に生計を支えられていた妻や子がいる場合に支給します。

（対象要件等）

- ・被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が死亡したときに、死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること。
- ・死亡した方に生計を維持されていた 18 歳に達した年度の年度末までの子、又は1、2級の障害の状態にある 20 歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた妻であること。

●相談窓口：年金事務所（前橋、高崎、桐生、太田、渋川）

(3) 医療費の負担を軽くしたい・・・

① 乳幼児医療費助成

【支援概要】

義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

【対象要件等】

- ・〇歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児
ただし、以下のいずれかに該当する乳幼児は対象にならない。
 - ・各種医療保険に加入していない乳幼児
 - ・生活保護を受けている乳幼児
 - ・児童福祉施設などに措置により入所している乳幼児
- 相談窓口：各市町村

② 高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

●連絡先

事業主、全国健康保険協会の支部、健康保険組合（組合健保）、市町村（国民健康保険）、各種共済保険（共済組合）、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

③ 母子家庭等・父子家庭医療費公費負担事業

母子家庭の母又は父子家庭の父や児童等に対して、疾病又は負傷のため医療機関において保険給付を受けた場合に、その自己負担相当額を助成します。

●連絡先：市町村

④ ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭等に対して、保険診療分の自己負担額を助成します。

●連絡先：市町村

(4) 生活資金に困っている・・・

① 生活福祉資金貸付制度

低所得者、高齢者又は障害者に対し、生活や修学時等に必要な資金（生活福祉資金）を貸し付けます。

総合支援資金（生活支援費・住宅入居費等）や教育支援資金、一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金等があります。

緊急小口資金及び教育支援資金は無利子、総合支援資金及び福祉費は、連帯保証人がいる場合は無利子となります。

●相談窓口：市町村社会福祉協議会

② 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

●相談窓口：県保健福祉事務所、前橋市、高崎市

③ 寡婦(寡夫)控除

配偶者と死別又は離婚をした後、婚姻をしていないか、配偶者の生死が不明な方で、生計を同じにする子などがおり、合計所得額が一定額以下の方に、一定額の税が控除されます。

●連絡先：税務署

3. 障害がある、疑われる場合は・・・

（１）相談先は・・・

① 各市町村役所（場）

【支援概要】

各種障害者福祉制度の利用に関する相談は最も身近な市町村が窓口になります。

●相談窓口：各市町村

② 発達障害者支援センター

【組織の紹介】

発達障害に関する相談・就労等の支援及び理解の普及を行います。

（対象者）

群馬県内にお住まいで、自閉症スペクトラム、注意欠陥・多動性障害（AD/HD）、学習障害（LD）の診断がある方、あるいはその疑いをお持ちの方、ご家族、関係機関

●TEL：027-254-5380

(2) 各種手帳取得について

① 身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付します。

手帳の取得により、障害者支援施設等への入（通）所、居宅介護の給付、自立支援医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。

※診断書作成料は有料です。

（対象要件等）

- ・視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓に永続する障害がある方

●TEL：心身障害者福祉センター 027-254-1010

② 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付します。

手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の減免、NHK受信料の減免、携帯電話料金の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。

（対象要件等）

- ・統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

●TEL：こころの健康センター 027-263-1166

③ 診断書料の補助

【支援概要】

身体障害者手帳の交付申請等に必要な医師の診断書を取得するための費用の一部を補助します。補助額は、その費用の2分の1です。（限度額 5,000 円）

※補助額以外の経費は有料です。

（対象要件等）

- ・市町村内に居住地を有する方
- ・身体障害者手帳の交付を受けようとする方
- ・補装具の交付を受けようとする方

●相談窓口・申請窓口：市町村

(3) 各種年金・手当てについて

① 障害基礎年金

【支援概要】

国民年金加入中にかかった病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合などに一定額を、支給します。身体的な障害のみならず、精神的な障害についても、受給できる可能性があります。

(対象要件等)

ア 病気やけがの初診日に被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が以下の要件に該当していること。

・初診日から 1 年 6 か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、

1、2 級

の障害の状態にあるとき。

・保険料納付済期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。

イ 初診日が 20 歳前にある場合は、20 歳になったときに 1、2 級の障害の状態にあること。

(相談・専門窓口) 市町村

② 障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の障害者の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

ただし、社会福祉施設に入所中の方は除かれます。

●TEL：群馬県障害政策課 027-226-2634

③ 特別児童扶養手当

心身に障害を有する 20 歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支

給します。

ただし、所得制限等があります。

(相談窓口) 群馬県児童福祉課、各市町村

④ 特別障害者手当

【支援概要、対象要件等】

著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必

要とする 20 歳以上の障害者の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

※ただし、社会福祉施設に入所中の方や病院に 3 ヶ月以上入院している方は除かれます。

●TEL：群馬県障害政策課 027-226-2634

(4) 医療の補助制度

自立支援医療費支給制度

【支援概要、対象要件等】

障害者総合支援法に基づいて、身体・知的・精神の障害の種類にかかわらず、市町村が障害福祉サービスを一元化して提供することになりました。

自立支援医療費の支給としては、以下にかかる費用の自己負担額上限額が原則として 1 割になります。ただし、所得制限があります。

- ・精神通院医療（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）
- ・育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な 18 歳未満の児童）
- ・更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する 18 歳以上の方）

※自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

●TEL：群馬県障害政策課 027-226-2636

こころの健康センター 027-263-1166（精神通院医療）

(5) 障がい者の就職支援や生活支援

障害者就業・生活支援センター

【組織の紹介】

障害のある方に対して、雇用・保健・福祉・教育等の各関係機関との連携の下で、個々の状況に応じた就職支援、職場定着支援及び職業生活に伴う日常生活・社会生活上の支援を行っていきます。

【支援概要】

- ・基礎訓練の実施
- ・職業準備訓練のあっせん
- ・職場実習のあっせん
- ・就職後の職場定着支援

（対象要件等）

就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者の方
※障害の種類は問いません。

(県内担当地区一覧)

担 当 地 域	名 称	問い合わせ先
前橋市	障害者就業・生活支援センター 「ワークセンターまえばし」	027-231-7345
高崎市、安中市	障害者就業・生活支援センター 「エブリィ」	027-361-8666
伊勢崎市、佐波郡	障がい者就業・生活支援センター 「メルシー」	0270-25-3390
渋川市、北群馬郡、吾妻郡	障害者就業・生活支援センター 「みずさわ」	0279-54-6542
太田市、館林市、邑楽郡	障害者就業・生活支援センター 「わーくさぼーと」	0276-57-8400
桐生市、みどり市	障がい者就業・生活支援センター 「さんわ」	0277-74-6981
藤岡市、富岡市、多野郡、甘楽郡	障害者就業・生活支援センター 「トータス」	0274-25-8335
沼田市、利根郡	障害者就業・生活支援センター 「コスモス」	0278-25-4400

4. 子育てに悩んでいる、不安がある・・・

(1) 相談先は・・・

① 児童相談所

【組織の紹介】

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

【支援概要】

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。

必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

(相談先一覧)

名称	所在地	電話	所管区域
中央児童相談所	前橋市野中町 360-1	027-261-1000	前橋市、伊勢崎市、佐波郡
中央児童相談所 北部支所	渋川市金井 394	0279-20-1010	沼田市、渋川市、北群馬郡、 吾妻郡、利根郡
西部児童相談所	高崎市高松町 6	027-322-2498	高崎市、藤岡市、富岡市、 安中市、多野郡、甘楽郡
東部児童相談所	太田市西本町 41-34	0276-31-3721	桐生市、太田市、館林市、 みどり市、邑楽郡

② 児童家庭支援センター

【組織の紹介】

虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、保護を必要とする子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

【支援概要】

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題について、子どもやその保護者、母子家庭等からの相談に応じ必要な助言を行っています。

●TEL：児童家庭支援ホーム希望館 027-322-5622
こども家庭相談室 0276-22-4754

③ 群馬県教育委員会(総合教育センター・子ども教育相談室)

【組織の紹介】

群馬県総合教育センターに子ども教育相談室を設置し、いじめ問題に迅速・的確に対応する体制を確立することで、本県からいじめに悩む子どもを出さないよう取り組んでいます。

【支援概要】

24時間子供SOSダイヤル

●TEL：0120-783884 (フリーダイヤル)

相談時間 月曜日～金曜日 9時から19時

第2・第4土曜日 9時から15時

※上記以外、及び祝日・年末年始は、県中央児童相談所「こどもホットライン24」の電話相談に転送されます。

④ ファミリーサポートセンター

【組織の紹介】

市町村が設置する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

【支援概要】

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用料として 700 円～900 円程度／1 時間あたり（市町村によって異なります）が必要です。

（対象要件等）

登録をした会員

（登録のための窓口）センター設置市町村の担当課

（２）子育てに係わる費用の負担を無くしたい・・・

① 要保護及び準要保護児童生徒援助費

【支援概要】

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

（対象要件等）

- ・ 市町村内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

（専門窓口）各市町村

② 私立幼稚園就園奨励費補助

【支援概要】

私立幼稚園に就園している幼児を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

※住民税決定証明書に要する経費は有料です。

（対象要件等）

- ・ 市町村内に住所を有し、私立幼稚園に就園する 3 歳児・4 歳児・5 歳児の保護者の方

（相談窓口）各市町村

③ 幼稚園保育料減免

【支援概要】

保育料の納入が困難な保護者に対して減免します。

※住民税決定証明書に要する経費は有料です。

（対象要件等）

- ・ 在園中災害を受け、保育料の納入が困難となった方
- ・ 在園中の保護者の死亡又は傷病等のため保育料の納入が困難となった方
- ・ 幼稚園保育料減免要綱に該当する方

●相談窓口：各市町村

5. ひとり親世帯への支援は・・・

（１）経済的な支援・・・

① 児童扶養手当

【支援概要】

以下の対象要件等に該当する児童を監護又は養育する者に対して、一定額を支給します。

（対象要件等）

市町村内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む）、次のいずれかの状態にある児童を監護又は養育する者

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父又は母が死亡した子ども
- ・ 父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ・ 父又は母が生死不明の子ども
- ・ 父又は母が1年以上遺棄している子ども
- ・ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ・ 父又は母が1年以上拘禁されている子ども
- ・ 婚姻によらないで生まれた子ども
- ・ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子ども など

ただし、支給要件に該当しなくなる場合があります。

●相談窓口：県児童福祉課、各市町村

② ひとり親家庭等医療費助成

【支援概要】

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している方に対して、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます（入院に係る食事療養費についても、助成の対象となります）。

（対象要件等）

- ・市町村内に住所があり、離婚、死別、遺棄などの理由で父と生計を同じくしてないか、又は父が一定の障害の状況にある児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、又は一定の障害のある20歳未満の者）を監護している母又は養育している方

ただし、所得額により、支給できない場合がある。

●相談窓口：各市町村

（2）貸付金・・・

① 母子父子寡婦福祉資金貸付金

【支援概要】

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

（対象要件等）

- ・配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）方で20歳未満の児童を扶養している方など

●相談窓口：各県保健福祉事務所、前橋市、高崎市

（3）就労自立したい・・・

① 高等職業訓練促進給付金等事業

【支援概要】

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等、経済的自立に効果が高い資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修学期間中について、毎月一定額支給するとともに、入学時の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給します。

●相談窓口：各県保健福祉事務所、各市

② 自立支援教育訓練給付金事業

【支援概要】

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

●相談窓口：各保健福祉事務所、各市

③ 母子家庭等就業・自立支援事業

【支援概要】

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

●TEL：母子家庭等就業・自立支援センター 027-255-6636

④ 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

【支援概要】

自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子・父子自立支援員等と緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

●TEL：群馬県母子寡婦福祉協議会 027-255-6636、各市町村

6. 配偶者等から暴力を受けている・・・

(1) 性暴力への支援は・・・

群馬県性暴力被害者サポートセンター「Save ぐんま」

【支援概要】

性暴力の被害者を対象に、専門の相談員による電話や面接での相談のほか、拠点病院・協力医療機関における産婦人科医療、精神科医、心療内科医、臨床心理士のカウンセリングや弁護士による法律相談等の専門相談、関係機関への付き添い支援等で、総合的なサポートを行っています。（秘密厳守）

●TEL：027-329-6125

(2) 配偶者等からの暴力に対して・・・

群馬県女性相談所・女性相談センター

【組織の紹介】

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、カウンセリング、一時保護等を実施する機関として設置されています。

配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、女性保護事業の中心的役割を担っています。また、人身取引被害者の保護も行っています。

【支援概要】

配偶者からの暴力被害女性について緊急に保護を要すると認められる者、または家庭環境等をめぐる様々な困難な状況から適当な寄宿舍がなく、生活の場を失った要保護女性に危害が及ぶことを防ぐため、保護を要すると認められる者については、本人の申請に基づいて一時保護を行います。

一時保護は、婦人保護施設または関係機関への入所までの期間（原則2週間）とし、本人の意向等に応じて、必要な生活指導や自立支援を行います。

また、暴力被害女性等で、女性相談所に入所できない事情等がある場合には、社会福祉施設等への一時保護委託を行います。

※一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。ただし、医療費等については、自己負担が生じる場合があります。

●TEL：県女性相談センター 027-261-4466

② 民間シェルター

【組織の紹介】

配偶者や交際相手などからの暴力を受けた被害者が、加害者から緊急一時的に避難できる施設です。被害者の緊急一時的な保護のみならず、相談への対応、被害者の自立に向けた付添い支援等被害者に対する様々な援助を行っています。民間シェルターは被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっています。

【支援概要】

被害者が安心して一時的に滞在できる宿泊場所を提供しています。相談への対応のほか、行政窓口、裁判所、医療機関などへの付添い支援なども行っています。

※宿泊する際には、利用料が必要です。

●TEL： 被害者支援センターすてっぷぐんま TEL:027-253-9991
きりゅう女性支援グループいびき TEL:0277-43-5492

③ 婦人保護施設**【組織の紹介】**

都道府県や社会福祉法人などが設置している施設で、配偶者からの暴力被害者、家庭環境の破綻や生活の困窮など様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性を保護しています。

【支援概要】

一時保護所での生活の後、自立可能となるまでの間、あるいは長期に保護を要する者については、婦人保護施設において引き続き保護を行います。

入寮後は継続して生活指導を行うほか、就労指導、住宅の確保、情報の提供、関係機関との連絡調整等の自立支援を行い、入寮者の早期の自立を図っています。

●TEL：県女性相談センター 027-261-4466

(3) 配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居は・・・**【支援概要】**

配偶者からの暴力被害者が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を「一般世帯」と比べ高くします。

●TEL：群馬県住宅供給公社 027-223-5811

(4) 配偶者からの暴力被害者の県営住宅への一時入居は・・・**【支援概要】**

配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。ただし、入居期間は原則として1年間を超えない期間です。

●TEL：群馬県住宅供給公社 027-223-5811

DV 相談窓口一覧表

相談実施機関（外部リンク）	電話番号	相談受付時間
群馬県女性相談センター （配偶者暴力相談支援センター）	027-261-4466	月～金 9時00分～20時00分 土・日・祝日 13時00分～17時00分 DV法律相談 水 13時00分～14時30分
警察安全相談室 （警察本部の総合相談窓口）	027-224-8080 #（シャープ）9110 〔短縮ダイヤル〕	24時間受付 （ただし、夜間休日は宿日直勤務員が応じます）

DV 相談窓口一覧表

相談実施機関（外部リンク）	電話番号	相談受付時間
犯罪被害者相談	027-221-7777	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分
女性相談者専用電話 （原則、女性職員が対応）	027-224-4356	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分
ストーカー・配偶者暴力対策係 （ストーカー相談 DV相談）	027-243-0110 〔代表〕	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分
県内 15カ所の警察署	各警察署（代表）電話 番号	24 時間受付 （ただし、夜間休日は宿日直勤務員が応 じます）
前橋市男女共同参画センター	027-898-6520	月～金 9 時 00 分～16 時 00 分
高崎市DV電話相談	027-310-0256	月～金 9 時 00 分～17 時 00 分 （土・日・祝日・年末年始を除く）
館林市福祉事務所（こども福祉課）	0276-72-4111 〔代表〕	月～金 9 時 00 分～16 時 00 分
長野原町配偶者暴力相談支援セン ター	0279-82-2422	月～金 9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分
大泉町配偶者暴力相談支援センタ ー	0276-20-3988	月～金 9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分
安中市配偶者暴力相談支援センタ ー	027-329-6646	月・火・木・金 9 時 00 分～16 時 00 分 （祝日・年末年始を除く）
女性の人権ホットライン （前橋地方法務局人権擁護課）	0570-070-810	月～金 8 時 30 分～17 時 15 分
男性DV被害者相談電話	027-263-0459	毎月第2・4水曜日 14 時 30 分～16 時 00 分
群馬県性暴力被害者サポートセン ターSaveぐんま	027-329-6125	月～金 9 時 00 分～16 時 00 分

7. 仕事を見つけない、退職した・・・（高齢者含）

（1）ハローワーク・・・

【組織の紹介】

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

【支援概要】

・就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

・公共職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

・訓練手当

母子家庭の母等が公共職業訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

●ハローワーク：公共職業安定所一覧

名称	所在地	電話番号
前橋公共職業安定所	前橋市天川大島町 130-1	027-290-2111
高崎公共職業安定所	高崎市北双葉町 5-17	027-327-8609
高崎公共職業安定所安中出張所	安中市安中 1-1-26	027-382-8609
桐生公共職業安定所	桐生市錦町 2-11-14	0277-22-8609
伊勢崎公共職業安定所	伊勢崎市太田町 554-10	0270-23-8609
太田公共職業安定所	太田市飯田町 893	0276-46-8609
館林公共職業安定所	館林市大街道 1-3-37	0276-75-8609
沼田公共職業安定所	沼田市薄根町 3167-4	0278-22-8609
群馬富岡公共職業安定所	富岡市富岡 1414-14	0274-62-8609
藤岡公共職業安定所	藤岡市藤岡 827-1	0274-22-8609
渋川公共職業安定所	渋川市 1696-15	0279-22-2636
渋川公共職業安定所中之条出張所	吾妻郡中之条町西中之条 207	0279-75-2227

(2) 高齢者等向けの支援・・・

① 群馬県シニア就業支援センター

【組織の紹介】

群馬県シニア就業支援センター（（公財）群馬県長寿社会づくり財団内）に専門の相談員を配置し、おおむね35歳以上の中高齢者の再就職支援やさまざまな働き方についての情報提供等を行っています。

【支援概要】

- ・再就職のための相談（適性診断、就職先の選び方や履歴書の書き方に関するアドバイス、面接対策）及び職業紹介
- ・就農、起業、地域活動などさまざまな働き方についての情報提供や専門機関への案内

●TEL：027-381-8872

② シルバー人材センター

【組織の紹介】

シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を、企業・家庭等から引き受け、それぞれに合った仕事を会員に提供し、働いた仕事量に応じて「配分金」を支払います。

おおむね60歳以上の方で、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を希望する方は、誰でもシルバー人材センターの会員になることができます。

（県内一覧）

名称	所在地	電話番号
(社)前橋市シルバー人材センター	前橋市元総社町 2-20-6	027-254-5022
(社)高崎市シルバー人材センター	高崎市江木町 1527-1	027-322-0206
(社)太田市シルバー人材センター	太田市下小林町 387	0276-46-2427
(社)館林市シルバー人材センター	館林市大街道 1-2-59	0276-72-1321

名称	所在地	電話番号
(社)伊勢崎市シルバー人材センター	伊勢崎市上泉町 151	0270-24-7722
(社)桐生市シルバー人材センター	桐生市美原町 5-3	0277-43-9161
(社)沼田市シルバー人材センター	沼田市東倉内町 282-8	0278-24-2942
(社)藤岡市シルバー人材センター	藤岡市下栗須 873-3	0274-22-2151
(社)渋川市シルバー人材センター	渋川市吹屋 384	0279-22-4688
(社)富岡市シルバー人材センター	富岡市一ノ宮 1353-1	0274-60-1600
(社)安中市シルバー人材センター	安中市安中 3-19-27	027-380-5112
(社)みどり市シルバー人材センター	みどり市大間々町桐原 1032-1	0277-72-1905
(社)吉岡町シルバー人材センター	北群馬郡吉岡町南下 1333-4	0279-30-5161
(社)大泉町シルバー人材センター	邑楽郡大泉町吉田 2011-1	0276-61-2230
榛東村高齢者能力活用センター	北群馬郡榛東村新井 507-3	0279-55-5294
神流町高齢者能力活用センター	多野郡神流町神ヶ原 430-1	0274-58-2781
上野村高齢者人材活用センター	多野郡上野村乙父 630-1	0274-59-2592
下仁田町シルバー人材センター	甘楽郡下仁田町下仁田 111-2	0274-82-5491
南牧村高齢者能力活用センター	甘楽郡南牧村磐戸 207	0274-87-2676
甘楽町シルバー人材センター	甘楽郡甘楽町小幡 820	0274-74-3475
中之条町シルバー人材センター	吾妻郡中之条町中之条町 1091	0279-75-8841
東吾妻町シルバー人材センター	吾妻郡東吾妻町川戸 233	0279-68-0135
長野原町シルバー人材センター	吾妻郡長野原町与喜屋 1624	0279-82-4487
嬭恋村シルバー人材センター	吾妻郡嬭恋村大前 1110-1	0279-96-1611
高山村シルバー人材センター	吾妻郡高山村中山 3410	0279-63-2075
みなかみ町高齢者能力活用センター	利根郡みなかみ町月夜野 118	0278-62-0081
片品村シルバー人材センター	利根郡片品村鎌田 4010-1	0278-58-6333
昭和村シルバー人材センター	利根郡昭和村糸井 624	0278-20-1126
玉村町シルバー人材センター	佐波郡玉村町下新田 150-1	0270-65-8864
板倉町シルバー人材センター	邑楽郡板倉町板倉 3411-1437	0276-82-3952
明和町シルバー人材センター	邑楽郡明和町新里 311-3	0276-84-4013
千代田町高齢者能力活用センター	邑楽郡千代田町赤岩 2119-5	0276-86-6181
邑楽町高齢者活力センター	邑楽郡邑楽町石打 1125-1	0276-89-0099

(3) 若者等向けの支援・・・

① ぐんま若者サポートステーション

【組織の紹介】

学校卒業後や離職後、無職の状態にあり、働くことに自信や意欲がなく悩んでいる若者に対して、職業的・社会的自立を図るための相談・支援を行います。

本人はもちろん、ご家族の相談も受けていますので、お気軽にご利用ください。

【支援概要】

- ・キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談
- ・各種セミナーや仕事体験（ジョブトレーニング）

【対象要件等】

職業的・社会的自立に関する悩みを抱える、15～39歳の若年者及びその家族

- TEL：・ぐんま若者サポートステーション TEL:027-233-2330
- ・ぐんま若者サポートステーション TEL:0276-57-8222
（東毛常設サテライト）

② 群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）

【組織の紹介】

若者の雇用安定及び中小企業の人材確保を図るため、職業情報の提供からカウンセリング、職業紹介、定着までを一貫して支援する「群馬県若者就職支援センター」（ジョブカフェぐんま）を高崎・桐生・沼田に開設しています。また、若者と企業とのマッチング支援として、「合同企業説明会」や「若者と企業との交流会」などを開催します。お気軽にご利用ください。

【支援概要】

- ・適性診断、カウンセリングから職業紹介、就職までの継続・一貫した支援の実施
- ・「合同企業説明会」や「若者と企業との交流会」など若者と企業とのマッチング支援
- ・仕事に関する情報の総合的な発信

【対象要件等】

おおむね40歳代前半までの若年者

- TEL：群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）
- ・高崎センター 【高崎】 TEL 027-330-4510
- ・東毛サテライト 【桐生】 TEL 0277-20-8228
- ・北毛サテライト 【沼田】 TEL 0278-20-1155

（４）資格を取得し、スキルアップを図りたい・・・

① 高等職業訓練促進給付金等事業

【支援概要】

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の経済的自立に効果が高い資格を取得するため、2年以上養成機関で修業する場合に、修学期間中について、毎月一定額を支給するとともに、入学金の負担を軽減するため、修了支援給付金を支給します。

- TEL：各保健福祉事務所、市

② 自立支援教育訓練給付金事業

【支援概要】

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

- 連絡先：各保健福祉事務所、市

8. 判断能力が低下した・・・お金の管理が出来ない・・・

（１）日常生活自立支援事業

【支援概要】

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

【対象要件等】

認知症高齢者、知的障害・精神障害等により判断能力が低下している方
※成年後見制度対象者は除く。

- TEL：群馬県社会福祉協議会 生活支援課 027-255-6032

（２）成年後見制度

【支援概要】

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

●相談窓口一覧

名 称	TEL
権利擁護センター ぱあとなあ群馬 (一般社団法人群馬県社会福祉士会)	027-212-8388
公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート群馬支部	027-224-7773

(群馬司法書士会)	
群馬弁護士会総合法律相談センター (群馬弁護士会)	0 2 7 - 2 3 4 - 9 3 2 1
社労士成年後見センター群馬 (群馬県社会保険労務士会)	0 2 7 - 2 5 3 - 5 6 2 1
関東信越税理士会成年後見支援センター (関東信越税理士会)	0 4 8 - 6 7 1 - 3 5 0 0

9. 債務整理等、法的なアドバイスが欲しい・・・

(1) 群馬弁護士会

① 無料電話相談ガイド

【概要】

平日午後1時から午後4時まで、約10分間の無料電話相談ガイドを行っています。

弁護士に相談するような問題なのかよく分からない、という場合などにお気軽にご利用下さい。

なお、電話での相談という性質や時間の制約から、問題解決の方向性を示すのみで、実際に問題が解決するような法的助言はできない場合が数多くあります。

●TEL：027-233-9333（専用回線）です。

② 法律相談センター

【支援概要】

弁護士による法律相談（電話相談や面接相談）を行います。

相談の際には、事前の電話予約が必要になります。30分あたり、5,400円（税込）の相談料がかかります。

ただし、

- ・破産、債務整理の相談
- ・離婚の相談
- ・労働問題の相談（但し、労働者からの相談に限ります）
- ・交通事故の相談（但し、一部例外があります）については、初回相談料を無料とさせて頂いています。

●予約電話番号：027-234-9321

（月曜から金曜午前9時から12時、午後1時から5時、祝祭日除く）

○群馬弁護士総合法律センター 相談日：月曜日～土曜日 午後１時～４時 相談会場：群馬弁護士会館 県民法律センター 前橋市大手町３丁目６番６号
○高崎支部 相談日：毎週 火曜日 木曜日 金曜日 午後１時～４時 相談会場：高崎市宮元町２９８番地 勝ビル１階
○太田支部 相談日：毎週 火曜日 金曜日 午後１時～４時 相談会場：太田市新井町５１６－１ GSEビル２０３号室
○桐生支部 相談日：毎週 水曜日 午後１時～４時 相談会場：桐生市永楽町５－１ 桐生織物会館 新館２F
○吾妻支部 相談日：毎月 第１水曜日 午後１時～４時（吾妻町） 毎月 第３水曜日 午後１時～４時（長野原町） 相談会場：吾妻会場・・・ 吾妻郡東吾妻町大字原町１１１７－１ 東吾妻町中央公民館 長野原会場・・・ 吾妻郡長野原町与喜屋１７４ 長野原町山村開発センター
○利根・沼田支部 相談日：毎月 第２、第４ 火曜日 午後１時～４時 相談会場：沼田市西倉内町６６９－１ 沼田商工会館 ２F
○伊勢崎支部 相談日：毎週水曜日 午後１時～４時 相談会場：伊勢崎市昭和町３９１８ 伊勢崎市文化会館 ２F
○館林支部 相談日：毎週木曜日 午後１時～４時 相談会場：館林市大手町１０－８ 館林市産業振興センター

（２）法テラス・日本司法支援センター（群馬地方事務所）

【組織の紹介】

「借金」「離婚」「相続」・・・さまざまな法的トラブルを抱えてしまったとき、「だれに相談すればいいの？」「どんな解決方法があるの？」と、わからない場合に問題解決への「道案内」をするのが「法テラス」の役目です。

刑事・民事を問わず、法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、綜合法律支援法に基づき、平成１８年４月１０日に設立された法務省所管の公的な法人です。

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています。

【支援概要】

あらゆる法的な悩み（法的なものか分からないという悩みも含めて）を、お受けしています。

ご相談の内容に応じた法制度紹介や、更に専門的にご相談できる関係機関の

ご案内、法テラスが行っているサービスのご案内をいたします。

- TEL：法テラス群馬：050-3383-5399
〒371-0022 前橋市千代田町 2-5-1 前橋テルサ5F

(3) 群馬県社会福祉協議会・心配ごと相談

【支援概要】

心配ごと相談所中央センターとして、毎月第2・第4木曜日(祝日・年末年始は除く)の午前10時～12時まで、弁護士による無料法律相談を実施しています。利用にあたっては、あらかじめ電話による予約が必要です。

※場所：群馬県社会福祉総合センター（4階 相談室）

- TEL：群馬県社会福祉協議会 生活支援課 027-255-6032

10. 介護保険制度を利用したい・・・

(1) サービスを受けるには

【概要】

①申請について

申請は本人又は家族のほか、指定居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうこともできます。申請には介護保険被保険者証が必要です。

●申請先：市町村役場、地域包括支援センター

②認定調査について

申請後、介護認定調査員が自宅を訪問し、心身の状況などについて調査を行い、主治医に意見書を書いてもらいます。

③審査判定について

一次判定… 訪問調査結果と主治医の意見書により全国一律の方法で判定します。

二次判定… 一次判定に基づき、専門家で構成される介護認定審査会で判定します。

④認定について

認定は要支援1・2及び要介護1～5の7段階の認定となります。

申請から認定までの期間は原則30日以内です。

⑤ケアプランが必要

サービスを利用するにはケアプランの作成が必要となります。

○要支援1・2の方のケアプラン →地域包括支援センターに作成を依頼します。

○要介護１～５の方のケアプラン →居宅介護支援事業所のケアマネージャーに作成を依頼します。

（２）地域包括支援センター

【組織の概要】

市町村や、市町村から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスを始め、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。

【支援概要】

①総合相談支援業務

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

②権利擁護業務

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

11. 高齢者等が消費者トラブルに巻き込まれたら・・・

（１）相談するには

群馬県消費生活センター

【組織の概要】

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付けています。

【支援概要】

消費者が商品を購入したり、サービスを受けたときに、契約や販売方法、品質などに疑問や不審な点があった場合に、消費者からの相談に応じるとともに、悪質商法に巻き込まれた被害者への助言や事業者との仲介・あっせんを行っています。

平日（月～金） 午前９時～午後５時 電話相談、来所相談

●TEL 027-223-3001（消費生活相談専用）

（来所）群馬県庁昭和庁舎１階 群馬県消費生活センター

土、日曜日 午前９時～午前１２時 午後１時～午後５時 電話相談のみ

群馬県内 社会福祉協議会一覧

名称	郵便番号	所在地	電話
(社福) 群馬県社会福祉協議会	371-8525	前橋市新前橋町 13-12	027-255-6033
(社福) 前橋市社会福祉協議会	371-0017	前橋市日吉町 2-17-10	027-237-1112
大胡支所	371-0231	前橋市堀越町 1658-1	027-283-2001
宮城支所	371-0244	前橋市鼻毛石町 2271-8	027-280-2230
粕川支所	371-0218	前橋市粕川町前皆戸 189-1	027-285-3801
富士見支所	371-0114	前橋市富士見町田島 866-1	027-288-6113
(社福) 高崎市社会福祉協議会	370-0065	高崎市末広町 115-1	027-370-8855
倉渕支所	370-3404	高崎市倉渕町岩氷 19-1	027-378-3440
箕郷支所	370-3102	高崎市箕郷町生原 74	027-371-6868
群馬支所	370-3521	高崎市棟高町 977-1	027-373-7494
新町支所	370-1301	高崎市新町 3135-1	0274-42-5173
榛名支所	370-3392	高崎市下室田町 900-1	027-374-5185
吉井支所	370-2132	高崎市吉井町吉井 495	027-387-3187
(社福) 桐生市社会福祉協議会	376-0006	桐生市新宿 3-3-19	0277-46-4165
新里支所	376-0122	桐生市新里町野 397	0277-74-8880
黒保根支所	376-0141	桐生市黒保根町水沼 182-3	0277-96-2201
(社福) 伊勢崎市社会福祉協議会	372-0045	伊勢崎市上泉町 151	0270-25-4546
赤堀支所	379-2204	伊勢崎市西久保町 2-123-1	0270-62-0066
あずま支所	379-2234	伊勢崎市東小保方町 3243-2	0270-20-2666
境支所	370-0127	伊勢崎市境上武士 972-1	0270-74-5294
(社福) 太田市社会福祉協議会	370-0817	太田市飯塚町 1549	0276-46-6208
西部支所	370-0313	太田市新田反町町 831-3	0276-57-2616
(社福) 沼田市社会福祉協議会	378-0053	沼田市東原新町 1801-72	0278-22-1990
白沢支所	378-0121	沼田市白沢町平出 135-1	0278-53-2722
利根支所	378-0304	沼田市利根町大楊 1085-3	0278-56-4603
(社福) 館林市社会福祉協議会	374-0043	館林市苗木町 2452-1	0276-75-7111
(社福) 渋川市社会福祉協議会	377-0008	渋川市渋川 1760-1	0279-25-0500
北橋支所	377-0062	渋川市北橋町真壁 2372-1	0279-20-4343
赤城支所	379-1121	渋川市赤城町敷島 568-1	0279-56-2829
子持支所	377-0294	渋川市吹屋 658-20	0279-24-6611
小野上支所	377-0312	渋川市小野子 9-1	0279-30-8008
伊香保支所	377-0102	渋川市伊香保町伊香保 162-1	0279-72-5580
(社福) 藤岡市社会福祉協議会	375-0024	藤岡市藤岡 1485	0274-22-5647
鬼石支所	370-1401	藤岡市鬼石 235-10	0274-52-4843
(社福) 富岡市社会福祉協議会	370-2316	富岡市富岡 1439-1	0274-70-2232
(社福) 安中市社会福祉協議会	379-0116	安中市安中 3-19-27	027-382-8397
松井田支所	379-0292	安中市松井田町新堀 245	027-393-3948
(社福) みどり市社会福祉協議会	379-2313	みどり市笠懸町鹿 250	0277-76-4111
東支所	376-0307	みどり市東町花輪 114-3	0277-97-2828
大間々支所	376-0102	みどり市大間々町桐原 81-2	0277-72-4054

北群馬郡	(社福) 榛東村社会福祉協議会	370-3503	榛東村新井 507-3	0279-55-5294
	(社福) 吉岡町社会福祉協議会	370-3604	吉岡町南下 1333-4	0279-54-3930
多野郡	(社福) 上野村社会福祉協議会	370-1616	上野村乙父 630-1	0274-59-2592
	(社福) 神流町社会福祉協議会	370-1602	神流町神ヶ原 430-1	0274-58-2781
甘楽郡	(社福) 下仁田町社会福祉協議会	370-2601	下仁田町下仁田 111-2	0274-82-5491
	(社福) 南牧村社会福祉協議会	370-2804	南牧村磐戸 207	0274-87-2676
	(社福) 甘楽町社会福祉協議会	370-2213	甘楽町白倉 1395-1	0274-74-5700
吾妻郡	(社福) 中之条町社会福祉協議会	377-0424	中之条町中之条町 1091	0279-75-2111
	六合支所	377-1311	中之条町赤岩 195	0279-95-3041
	(社福) 長野原町社会福祉協議会	377-1305	長野原町与喜屋 1624	0279-82-4487
	(社福) 嬭恋村社会福祉協議会	377-1612	嬭恋村大前 1110-1	0279-96-1611
	(社福) 草津町社会福祉協議会	377-1711	草津町草津 464-28	0279-88-1050
	(社福) 高山村社会福祉協議会	377-0702	高山村中山 3410	0279-63-2075
	(社福) 東吾妻町社会福祉協議会	377-0802	東吾妻町川戸 233-1	0279-68-2772
	東支所	377-0303	東吾妻町新巻 320-4	0279-59-3266
利根郡	(社福) 片品村社会福祉協議会	378-0415	片品村鎌田 3946	0278-58-4812
	(社福) 川場村社会福祉協議会	378-0101	川場村谷地 3086-1	0278-50-1122
	(社福) 昭和村社会福祉協議会	379-1203	昭和村糸井 624	0278-20-1126
	(社福) みなかみ町社会福祉協議会	379-1313	みなかみ町月夜野 118	0278-62-0081
	水上支所	379-1618	みなかみ町阿能川 1059-1	0278-72-4524
	新治支所	379-1411	みなかみ町新巻 301-1	0278-64-2366
佐波郡	(社福) 玉村町社会福祉協議会	370-1132	玉村町下新田 150-1	0270-65-8864
邑楽郡	(社福) 板倉町社会福祉協議会	374-0132	板倉町板倉 3411-1417	0276-82-3900
	(社福) 明和町社会福祉協議会	370-0708	明和町新里 311-3	0276-84-4013
	(社福) 千代田町社会福祉協議会	370-0503	千代田町赤岩 2119-5	0276-86-6181
	(社福) 大泉町社会福祉協議会	370-0523	大泉町吉田 2465	0276-63-2294
	(社福) 邑楽町社会福祉協議会	370-0603	邑楽町中野 1341-1	0276-88-2408

群馬県ふくし総合相談支援事業

なんでも福祉相談員マニュアル

発行 2018年8月(第1版)

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター4階

電話027-212-8287 FAX027-255-6173

✉ koueki@g-shakyo.or.jp